

内閣委員会議録第四十一号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 山本 桑吉君

理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 宮澤 胤勇君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 北 吟吉君

薄田 美朝君 田村 元君

高瀬 傳君 辻 政信君

床次 徳二君 林 唯義君

福井 順一君 眞崎 勝次君

松浦周太郎君 栗山 博君

山本 正一君 横井 太郎君

西ヶ久保重平君 飛鳥田一雄君

井手 以誠君 稻村 隆一君

下川儀太郎君 片島 港君

西村 力弥君 細田 綱吉君

森島 守人君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

國務大臣 船田 中君

出席府政務委員

防衛府政務次官 永山 忠則君

防衛庁次長 増原 惠吉君

防衛庁(長官) 門叶 宗雄君

防衛庁(参事官) 林 一夫君

防衛庁(参事官) 北島 武雄君

防衛庁(参事官) 森永貞一郎君

大蔵事務官 (主計局長)

大蔵事務官 (主計局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 鈴木 源吾君

(財務参事官)

専門員 安倍 三郎君

四月二十七日

委員池田清志君及び細田綱吉君辞任につき、その補欠として北吟吉君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員勝間田清一君辞任につき、その補欠として森島守人君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国防会議の構成等に関する法律案 (内閣提出第八七号)

自衛隊に関する件

○山本委員長 これより会議を開きます。

自衛隊に関する件について調査を進めます。飛鳥田君より発言を求められております。この際これを許します。

飛鳥田君。なお、飛鳥田君に御相談ですが、大蔵大臣の御都合もあり、お約束の時間が約二十分程度でございますので、要領よく質疑応答せられ、所期の目的を貫徹せられるよう、お願い申し上げます。

○飛鳥田委員 委員長にあらかじめお断りしておきます。私の方は要領よくいたすつもりでございますから、お答えをいただく側でございばお答えをいただければ、もっと早く終ることをお願いいたします。

前会お伺いいたしました防衛分担金の問題について、三月八日に日米合同

委員会における新しい経理手続ができ上った、こういうことをお認めになりました。この発表について、外務省との連絡の上で御答をなさるということでありましたので、この点について御答をいただきたいと思います。三月八日の経理規程を御発表いただきまして、なぜ従前の経理規程を今回の経理規程に改めなければならなかったか、そしてまたどれほど今度の経理規程が日本のために前進をしておるものであるか、その点を要領よくお答えをいただきます。

○一萬田國務大臣 時間を節約する意味から、経理規程の問題でありますので、合同委員会に委員として出ております鈴木財務参事官に答弁させます。

○鈴木説明員 ただいまの御質問に対しては、御答をいたします。昨日大蔵大臣及び主計局長からも申し上げましたように、アメリカの会計法規が変更されて、そのために契約締結の当時に、それが後日日本からの交付金で支払われるか、それともアメリカのドル資金の方で支払われるか、それがわからないために、契約の段階においてこれを円で支払うものかという、そういう報告は出せない、そういうことから今度は、円を支払われるものであると、ドルで支払われるものであると、アメリカがここで駐留のために使う経費全体の見積り、こういうものを四半期ごとに向うが出す。なおそれに付随したいろいろな報告もくれることになりま

す。そうして実行したあとに円で支払ったものは、もちろん詳細な証憑書類もつけて全部こちらに毎月くれる。ドルで支払った分については、これはアメリカの陸軍、海軍、空軍それぞれ会計法規が違いますが、違った書式でありますけれども、あとで報告をくれる。なおそれ以外に日本側としましては、米側の支払いを全部日本銀行を通じて扱うようになっておりますから、その日本銀行に現われた数字をもとにしよう一度向うと突き合わせ、そういうようなやり方になっております。

○飛鳥田委員 従前の経理規定を今回の経理規定にお改めになった御努力は、私たちも多とするものであります。が、しかし従前の経理規定で私たちが一番大きな欠点だと考えておりましたものは、すなわち米側支出のドルの防衛分担金、これについて果して駐留のための派生的な維持費であるか、ないしはそれ以外の経費であるかの区分を明確に把握できない点が一番欠点だったと思っております。たとえばドル資金の中から航空機、自動車、重車両、船舶、こういうものの修理費が支出をせられております。そしてこれは防衛分担金として計上せられて参りましたことは御承知の通りであります。ところがこれらの航空機、自動車、重車両等は沖縄、台湾、韓国等から送られてくるものを直して向うへ送り返しているというのが大部分であります。もしそうだとすると、日本に駐留している

米軍の派生的な経費を防衛分担金でまかなっているのではなくして、台湾、沖縄、韓国等にある国連軍の派生的な経費を日本政府が防衛分担金として認めているという結果にならざるを得ないのであります。また特需関係につきましても、通産省の特需課が発表をいたしました資料によりますと、JPAが日本で調達する特需総額のうち五七%が海を渡っていく、こういうふうになっております。ところがこの特需に支払った金額も、大部分は防衛分担金として計上をせられてきた傾向があります。なかんずく問題を小さく限りますと、こういった特需物資を運搬するためのいわゆるサードコスト、港務荷役の費用その他は全部日本に駐留する米軍の維持費として防衛分担金のドル資金の中から支出せられておる。もし五七%が海を渡るとするならば、これは当然港務荷役、運搬、こういった費用のサードコストの五七%は削減しなければならぬはずであります。ところがどういうようなことが平然と行われてきておるのであります、これを大蔵省が今まで黙って見過して、防衛分担金をこちらの側は向うの御要求通りに五百五十八億を計上し、あるいは負けていたのだといつて喜んで三百億を計上しているというところは、私は大きな政治的な問題だと思っております。ともあれこうした非常に不明確な部分が経理手続の不備から出てきておる、こういうことはいないものであります。一体今回の経理手続によって

第一類 第一号 内閣委員会議録第四十一号 昭和三十一年四月二十七日

こうした欠点をどのように除去できているのか、今後またそれをできる自信があるのか、この点について少し技術的な問題になりまうけれども、明確にお答えをいただきたいと思ひます。このことによつて日本國民は百億あるいは百五十億損しているのかもしれないのであります。

○鈴木説明員 ただいまの御質問につきまして、今度の新しい経理手続できめられた手続に関連して様式が全部きめてあります。その書類で御説明申し上げるとよくわかると思ひますけれども、今度の手続によつて今の御疑念の点が、(飛鳥田委員「何枚目ですか」と呼ぶ)それはお手元に差し上げてあります資料の終りから七枚目に、米軍がここに駐留している経費について四半期ごとに報告をいたしてくる様式が載つております。パート・ワン、パート・ツーと分けておりますが、ここに載つております例でいきますと、七月から九月までが金額一億三千九百万ドル、年間直しますと、五億ドル以上になります。そこでパート・ワンの方は日本に駐留してある軍のための経費、それからパート・ツーの方は日本に關係のない部分、こういうふうな経理を上下に振り分けて向うが報告をくれる、こういうふうになっております。そこでもう少し申し上げますと、先ほど通産省の特需の数字を御引用になりましたが、まず特需の場合に、統計を見ますときにアメリカのICA—MSAの予算關係のもの、それからそれ以外のものとありますから、まず通産省の特需統計に出て参ります中で、ICA、國際協力予算關係のもの、これは最近では年間七千万ドル以上に

なっておりますが、これは軍の方のドルの支出の統計には全然表われないように、入らないように區別するようになっております。なお軍の支出機關を通じて出るもので、日本の駐留に關係のないものをまず最初に分離するときには、アメリカの予算項目で、たとえば軍事援助とか、これが非常にこまかい分類になっておりまして、日本の關係で出てくるのも十五、六種類あります。向うがまず予算の關係で分けて出します。その次に、日本に駐留している軍の直接の費用で、先ほど御質問がありました、あとでその資料などが朝鮮に行くとかあるいは沖縄に行くことがありはしないか、たしかにそういう場合には、一応それが朝鮮の部隊、あるいは沖縄の部隊から注文の来たものである、初めからそれで分離されております。次にここで発注せられてあとで向うに送られる場合には、送られたときにその部分は分離するというをやつております。それでもちろん完全とはいきませんけれども、時間がたつに従つて、そういうふうな調整をしていきますと、かなり正確に近いものが出る。米側でも非常に努力して駐留経費を突きとめるようにしております。そういう關係で、こういうふうな駐留關係の経費、それからそれでないものを分けるというふうに表ができております。

○飛鳥田委員 今お示しのサンプルを見ますと、第一部と第二部の分類は、これはアメリカが恣意的に分けてこちらに通達してくるものであります。もしそうだとするならば、これが真実正確に行われていくかどうか、現実には正しい分類であるかどうかということについて、さらに私たちが疑いを持たないわけに参りません。現実には勝手な分類をしてきたというのが実情でありますので、これから先もそのようないことがあり得ないとは保証できないのであります。また防衛分損金の支出をいたします支出官についてみても、東京一本に集中せられておられるのではありません。各地に散在いたして、それらの支出官自身が小切手を切り出す場合に、その明確に意識をして切ると、監査をなさることを切ります。参りますと、この分け方自身を向うから押しつけられるだけでは意味がないのであります。この分け方について、この経理手続はどのような監査をする権限を規定しているのか、またそれについて日本側政府はどこまで立ち入って検討することができるようになってくるのか、これを伺いたいと思ひます。

○鈴木説明員 行政協定の上では、日本側が交付する円資金については、日本側のいろいろの標準方式によつて報告をもらい、また日米合同委員会を通じて監査をすることができるようになっております。米側の予算については、これは協定の上では向うは報告を出す義務もなく、監査をこちらがする権限もありません。しかしながら向う側としましては、日本側に協力する意味で、お手元に差し上げましたようないろいろの方式で、向うができるだけの報告をくれる。また今の御質問に参りましたが、向うの予算でありますから、アメリカの予算の分類によつて項目が現われております。しかしこれが日本駐留の分であるか、あるいはその分であるかという疑義のある場合には、もちろん今までの例に徴しましても、喜んでこちらの質問に應じていろいろ説明をしてくれまして、できるだけ御趣旨に沿うように私どもとしても最善を尽してやるつもりであります。

○飛鳥田委員 今最善の努力を尽してとおっしゃつておられたのであります。が、参ります以前に経理規定を見ますと、円資金については監査をすることができると規定があつたはずで、ところが先般大蔵省の方で伺つてみると、監査を行なつたことは今まで一ぺんもない、こう言つておられるのであります。わからぬところを質問の形で通告をして教えてもらつたことは一、二度あるけれども、監査を行なつたことではない、こう言つております。現実には監査のできる経理手続の規定がありながら、これを一ぺんも行なつておられないで、また今回でございまして、いさすつもりであります。ことに仰せられても、私たちはそのことをすぐ信用するわけにはいきません。現実には今までも十分監査規定を利用して努力をしてこられたあとで、なおかつ今後もしまたすというならば、私たちはわかつた感じがいたしますが、この点は非常に重要な問題でありますので、もう少し監査を必ず行われて、少くとも四半期ごとの報告が参りますたびに、国会に対して御報告を出していただく意思があるかどうか。そうでもいたしませんと、十分に監査をしていただくことができないはずで、この点については大蔵大臣に一つ答弁をいただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 監査は一度やったことがあると思ひます。多分二十八年でございまして、昭和二十八年にやりました。そしてその監査の結果は、行政協定等の使用目的になつておるという結果が出ておるわけでありまして、御趣旨の点は私もごもっともと思ひております。必要があると思ひられますときは、私は所要の手続をとつて監査をやることに決してちゅうちょするものはありません。

○飛鳥田委員 国会に対して、その四半期ごとの御報告をいただくかというところを伺つておるわけですが、報告等に不当があると思はれる場合に、果について特に条約上において問題ないと思はれますので、必要がありまれば、むろん国会に私は報告すべきだと思つております。

○飛鳥田委員 そこで今十分監査をして誤まりなきを期すると思つておられるのであります。そのお話を伺いますと、また心配が出て参ります。それは今度の新しい経理手続の、二月十一日の日米合同委員会財務分科会の決定の中で、二の四というところを見ますと、在日米軍の維持費の四半期ごとの報告、こういう項目のb項にはこう書かれております。報告には駐留米軍の維持費を記載し、また各費目については米軍の内規に従つて分類整理される、さらに陸軍についての報告は、駐留米軍の維持費とその他のものとに分けて示され、そして歳出項目または類似項目群の別で適正に処理される。こういうふうになつておるのであります。

ここでは陸軍については維持費とその他のものを分けて報告する、こう言いながら、空軍については全然触れていないのであります。なるほど陸軍の場合には、比較的日本本土内にある陸軍のための駐留維持費と、朝鮮あるいは台湾、沖縄、こういうところにある国連軍としての米軍、こういうものについての維持費、これは区別が比較的できやすい。また大蔵省の方が受けた報告を見ても、かりに間違いがあつても、ある程度は発見できるはずで、ところが空軍関係になりますと、全然これを区別することは不可能になつて参ります。そういう配慮のもとに、あるいはそういう下心のもとにでありましょうが、陸軍については、維持費とその他のものを分けて示すということが規定せられてゐるにもかかわらず、空軍関係の費用については何らきめられてゐない。こうなつて参りますと、台湾に駐留している米第七艦隊の航空部隊、あるいはフィリピンに駐留しているアメリカ航空部隊、こういうものの維持経費までこの防衛分担金の中に含められてしまふ可能性がある。現実には御存じでもありましょうが、立川は空軍の修理工場であり、ここへ台湾の飛行機がオーバーホールをするために帰つてくる、フィリピンの演習でこわれた飛行機が戻つてくる、立川で修理をして、その直つたものがまた自分の任地に戻つていく、こういう形になつておられます。そういった場合、立川の修理工場で修理はしておられますが、しかしその飛行機は台湾部隊所屬であります。フィリピン部隊所屬であります。こういうものの経費は、防衛分担金の中へ、日本に駐留する米軍

経費として入つてしまふ。ところがこの金額は、そうたやすくわれわれが、しかたがない、こう言つて過つてしまふ程度の額ではありません。T33のような飛行機と違ひまして、アメリカが使つております飛行機はみんなジェット飛行機です。こうなりますと、エンジンのオーバーホール一つでも何千万円のお金がかかるはずで、こういうものがみんな防衛分担金の中に入つてこれたのでは、日本国民はたまたまにわけです。こういう点を考え参りますと、この二の四のBという項目は非常に危険なものが入つておる。この点について一体どうお考えになり、そして今一例申し上げたような費用をどう区分して、日本の防衛分担金を減らしていく努力をして下さることができるのか。ただ努力をいたしまつたことではなしに、これこれ、こういう手段をもつていたします、こういうふうな御答弁をいたしたいと思ひます。

○鈴木説明員 まづ陸軍と海軍と空軍の三者の会計法規が違ひますから、その書式が違ふといふことは先ほど申し上げました。次に日本の交付する円資金につきましても、昨年度三百八十億、今年度三百億でありましたがこれは米陸軍だけに回して、たとえば今年度の三百億は空軍、海軍は一厘も使われない。全部陸軍だけ、陸軍の経費のごく一部になります。それで、まづ日本側の円資金に関する限りは海軍、空軍は一厘も使われないのですから、その部分がほかの方に使われるという心配は全然ありません。それから次に、アメリカのドル予算の部分につきましても、先ほどまづとお話にJPAという言葉

が出ましたが、JPAを通して海外の關係の調達がある程度行われます。これは陸軍の方の統計に出てきますから、陸軍の方で分けることはもちろん必要であります。海軍と空軍はそういうJPA的な機能はつかさどつておりませんから、海軍自体あるいは空軍自体の経費、その部分につきましても、この例示の一番終りから五枚目に載つておりますが、空軍だけでも年間に一億八千五百万ドルぐらい使つて、そのうちどれだけの日本の分として分類するか、これは今度の新しい手続に基いて報告が出てくるときに、細部の關係は、日米間で一週間おきに定期的に會合しておりますから、そこで質問をする。そしてなるべく確実に駐留経費を算定するように努力するつもりであります。

○飛田委員 努力するつもりでありますとおっしゃいますが、實際努力の結果そういうものを分けていけば、今のような経理手続で、向の一方的な分類の報告を日本にしてくる。しかもその一方的な分類の報告について一々それに立ち入つて監査ができません。もしわからないところがあれば質問をして向の説明をいただくという程度で、これは台湾の飛行機じゃないか、これはフィリピンの飛行機の維持費じゃないか、こういうことを明確にしていけることができるのか、今の与えられた手続の範囲内で、こう考へてくれば、私は仕様でない限りできないと思ひます。ところが、できないといつて引つ込んでいけば、こちらで計上する三百億、それに見合うアメリカの防衛分担金としてのドル資金、これは折半原則だといふことがきまつておるので

す。ところがこつちの方に、日本の駐留費はほんのわずかで、他に存在しているアメリカ軍の経費がみんな含まれてくるとすれば、こつちの三百億はもつと負けてもらへるはずで、百億でも百五十億でも負けてもらへるはずなんです。それを、こつちを明確にできないためにわれわれが防衛分担金の削減について科学的な根拠をもつて強く当れないといふことは、日本国民に重大なる損害を与えていく結果に終らざるを得ないのであります。やむを得ないから自衛隊をやめます、その防衛分担金を負けて下さいなどというこそこなことを言つてゐるわけなんです。へ返つて防衛分担金の本質を考へてみれば、米軍が日本に駐留する場合の基本的な経費は当然米軍の負担、派生的な経費について半々で負担する、こういうことは全世界共通した事実です。ところが、向う側が半分出すといふこの半分を正確にとらえられないで、しかもその半分の中から、台湾にいたりフィリピンにいたりする飛行機の修理代も払わされる。こつちの人のよいにもほどがある。こういう点から考へてみて、もつと正確につかんで経理手続をとつていただく必要があると思ふ。これは米軍の空軍と陸軍と海軍の經理規程が違ふのだ、こんな言いわけでは済まないと思ひます。米軍だって、日本に三百億からの防衛分担金を計上せしめてこれを彼らの維持費に使つてゐる以上は、それに見合う部分については明確にする義務を持つ。そのことについて日本政府に疑問があるならばその監査に必ずしも義務があるはずで、金を出さしておるのですから、日本政府の三百億も、金は取つた、



をいたしますと——全部といひますのは、御承知のように第一次計画であります、大ざっぱにいひまして七割くらいを米側が負担をしてくれる、第二次計画でも五割弱になると思いますが、米側が負担をしてくれるということでありまして、この米側負担を日本側で払うという仮定に立ちますと、非常に高いものを買うことになりまして、三割なり五割なりというもので私どもはコンブリートのものが入手できるのであります。これは非常に格安なものでありまして、治工具類を償却するに申しまして、國産の治工具類を償却するのであります、基本的な非常にたくさんな治工具類は無償で提供を受けております。これはもちろん觀念的に償却をいたすことではないわけでありまして、

○飛鳥田委員 次の機会にやらせていただくことにいたしまして、これで打ち切ります。

○山本委員長 これより国防會議の構成等に関する法律案を議題とし、討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。石橋君。

○石橋(政)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となっております国防會議の構成等に関する法律案に反対の意見を述べんとするものであります。

反対の理由の第一は、その法案の持つ連帯性を私たちとしてはあげたいと思ふのであります。本法案が、防衛庁設置法四十二条に基いて提案されておるといふことでございますが、われわれはこの防衛庁設置法は、自衛隊法とともに、明らかに憲法違反の法律であ

るとして認めてはおりません。しかもこの防衛庁設置法第四十二条によりまして、国防會議の任務をいたしまして、國防の基本方針あるいは防衛計画の大綱あるいはまた自衛隊出動の可否といったような現行憲法の認めておらない問題について審議しようというのでありますから、とうてい容認できないわけでありまして、皆さん方すでに御承知の通り、現在の日本國憲法は、民主主義、基本的人権尊重主義、そして世界にその例を見ない絶対平和主義を三大原則として掲げており、この三原則が全憲法を通じて一貫して生命でありまして、これは数百万のわが同胞の血によつてあがなれたものである。この現行憲法の第九條にも示されております戦争の放棄、そしてまた軍備の放棄といふものは、再びあやまちを繰り返しませんと誓つたわれわれ日本人のこの叫びが、そのまま高らかにうたいあげられたものであると私たちは考えておるのであります。しかるにこのたつと平和憲法の精神は次々に踏みじられて、初め警察予備隊として出発いたしましたものも、現在すでに自衛隊として完全に軍隊の性格を持つようになつております。その実勢また驚くべき二十万に達しようとしておるのであります。かくして平和憲法がじゅうりんされている段階にあつて、ここに国防會議というものを設置するとすれば、二重にさらに大きく憲法違反の大罪を積み重ねることになる。私どもは考えます。さういふ意味合いにおきまして、平和を求める國民の名において私たちは本法案に賛成することをお断するものであります。

次に本法案の審議に當つて、私たちは十分に自信を強めたのであります。もう一つの特質を備えている。それは何かといひますと、かりに名づけるならば、やはり隷属性と呼ばれるものであらうと考えておるのであります。大体この国防會議が問題になつて参りましたのも、昨年の防衛分損金削減交渉の際にさかのぼつて、当時防衛分損金を削減してもらつたために、アメリカに對して国防會議を早急に作るということと約束した。その約束を果す意味において二十二特別国会に提案されたのであつたのであります。それがアメリカ製オネスト・ジョンでござんにも爆撃され、前長官杉原さんはその責任を負つて自決したといふいわく因縁つき法案であります。(自決とは大きいぞと呼ぶ者あり)今国会におきましても、原水爆を持ち込まれて再び船田さんも自決しないように十分御留意願いたしたいと思います。とにかく終始このやうな経緯の上に立つて出されております国防會議法案は、アメリカ抜きでは考えられないと私たち思ひの通りであります。そもそも現在保守黨の方々が進めておられます再軍備政策は、アメリカの要請によつて出発し、アメリカの援助によつて促進されているという現状から推して、当然のことであるからしれませんけれども、私たちはこれを認めるわけには参らないのであります。しかも国防會議の任務といたしまして、國防の基本方針を決定する、あるいは防衛計画の大綱を策定するといふやうなことを掲げております。しかしながら現在の状態下にありまして、日本は自主的にこのやうなものを決定する力を残しながら持つておら

ないと断ぜざるを得ないのであります。まず國防の基本方針について考へてみましても、われわれの質問に對しまして船田さんは、この委員會において、まず国力、國情に相應する最小限度の自衛体制を整備して米軍の撤退を期するのだ、それが達成されるまでは日米共同防衛体制をとつていくのだといふ御説明をなさつておりました。ところがこの第一段階から第二段階への轉移に當つての、いわゆる米軍の撤退の時期については明言されないのみならず、おそらく確信を持つておられないのではなかつたかと思つておられます。少くとも現在の米駐留軍といふものは、日本の政府の要請に基いて存在するがごとく装われております。そうであるならば、日本の要請がなくなれば、当然に撤退しなくてはならないといふふうにならねば考へるのではありませんが、その撤退の時期がいつになるのかかわからない。どの程度の防衛体制を整備すれば撤退するのか、日本側のみではきめられないといふやうな現在の兩國の關係、このやうなものから自主的な國防方針などといふものは絶対に作れないといふことを指摘せざるを得ないわけでありまして、これは安保條約の性格でもあるわけでありまして、少くとも今のような保守黨の続く限り、地上兵力はおそらく撤退するであらうでしょうけれども、海空軍、特に空軍の撤退などといふものは向う九十九年後のことになるかもしれない、私たちはそのように考へております。他國の指示あるいは承認を得なければ、日本の國防方針をきめられないといふ、このやうな國防方針は、國防の名に私は値しないと思ひます。しいて國防といふ名

を冠しようとするならば、それはアメリカの國防方針であると、そのやうに述べるべきであると私たちは考へます。また防衛計画の点について考へてみましても、鳩山内閣は長期防衛計画を策定する必要ありといたしまして、防衛庁において着々と六十年計画試案なるものを作つております。これはすでに幾段階かを經てはおるのでございまして、昨年の八月重光さんがアメリカに渡りましたときに、彼の口からつづさるにアメリカ側に対して説明がなされておるにもかかわらず、日本の國民に對しては昭和三十三年最終年度の地上兵力、そして艦艇保有量、飛行機数といったやうなものだけが発表されておるにすぎないのであります。その内訳はもちろんのこと、年次計画すら全部秘匿されておるのであります。なぜこれが発表されないか、表面では國防會議ができなからだと言つておるけれども、實際はアメリカの完全なる了解が取り付け得ないからだと私たちは考へるのであります。このやうなことを考へていきます場合に、どうして防衛計画、ましてや長期防衛計画などといふものが国防會議において自主性のあるものとして策定され得るでありましょう。一、二の例をあげてみますならば、これも審議の過程において話したのであります。この六十年計画の中で対潜哨戒機P2Vこれを最終年度に九十六機、三十年度において二十四機保有する目標で防衛庁は計画を組まれておる。ところがそれがわずかに二機しか来ないといふので、あわてて防衛六十年計画の練り直しを取りざたするやうな醜態を演じておる。また四月の二十一日にアメリカのヒギンズ米陸

軍次官補がやってきたときの話により、まず、今まで兵器供与という形で現物が日本に援助として持ち込まれておったけれども、これは今後は現物供与という形から兵器の自給体制確立のための援助、こういうものに切りかえる必要があるというようにことを言われて、これまた防衛庁いささかあわてふたためいておる。おそろくこれが今後推進されることは明らかであろうと思ふ。あなた方がP2Vの航空機の国内生産というものを盛んにこのごろ考え出しておるのも、この言明と一連の関連ありと考えるのでありますが、このように考えるのでありますが、この考へておる六十年計画なるものも根底からくずれていくことは明らかであり、先日本体防衛費として国民所得の約二・二%を使ふんだということとを言っておられた。この六十年計画に要する費用は、これまた約八千三百億ということを言っておられた。しかしアメリカの現物給与が削減され、減少されて、国内生産というものに方向を切りかえた際には、明らかにコスト高になつて参ります。現在考へていような計画が根本からくずれていくことは、これまた明らかなのであります。このように防衛計画におきまして、アメリカの大きな影響を受け、彼らの了解なしには絶対に策定できないというような運命に置かれているときに、何の国防会議かと私は言いたいのではありません。少くともこのような自主性のない国防会議というものを私たちは認めません。おそろくこの国防会議というものを作ることによつて、日本の国防の基本方針も、防

衛計画も、日本が自主的に決定し得るのだ、決定しているのだというように装わなければならない、國民を欺瞞せんがために、この国防会議が使われるおそれがある。私たちは考えまして、反対の第二の理由として掲げたいと思ふのであります。

次に、一応進憲性というものをたな上げたいとして、法案の細部についての検討を加へるといたしまして、そのずさんさというものに私たちは目をそむけるわけには参らないわけであり、少くとも国防会議を何の目的に作るのか、これにはいろいろあり、しかし、私どもは過度の権力が集中されることを排除するという目的、また軍事をいかにして政治が押へていくかという目的、あるいはまた防衛計画という目的、あるいはまた防衛計画を持たなければならぬという目的、目的を果すためにこそ、国防会議は必要なのであると考へておられます。ところが残念ながら、本法案にはこの精神を生かしていく何らの考慮も払われておられないのではないかと、いふように考へざるを得ないのであります。少くともこの大原則を生かしていくためには、會議の構成という面と事務局という面に慎重なる考慮が払われなくちゃならないと私は考へておられます。まずこの構成を取り上げてみますと、先ほども申し上げましたように、鳩山内閣は昨年の二十二特別国会にも同様国防會議の法案を提出いたしました。その際の構成は、関係閣僚のみならず五名以内の練達権能の士という形で民間人を入れることになつておつたのであります。それが本国会において出された案によると、完全に抹殺され

てゐる。単に閣僚だけで構成する形になつてゐるのであります。同一内閣が同一法案を提出するに當つて、全く生命となる部面において内容を異にするというがどこきことは、あまりにも無定見に過ぎると私は考へます。この点につきまして、前国会で衆議院において修正された点を尊重したのだというところを、總理あるいは長官は再々言明されておられますけれども、しかし考へてみるに、當時と現在においてはその情勢を大いに異にいたしてあります。まず第一に當時は自由党の諸君は野党でございまして、そしてこの野党にあった自由党の諸君が強硬に民間人を除くことを主張しておつたのであります。ところが現在はこの自由党の諸君も、保守合同の結果鳩山総裁の統制下にある一つの党の中に存在してあります。去年においては野党であつたから、法案を通すために、自由党の諸君の意見を取り入れて修正しなくちゃならないといふこともあつたかも知れませんが、本年は、もし民間人を入れることが正しいとするならば、これが最も正しいとするならば、總理は十分に党内の意見を調整し、説得する機会を持つてゐるのであります。また力をも与へられてゐるのであります。ところがそれについての何らの努力もしておられない、これではあまりにも無定見であると考えます。

また衆議院の意見を尊重したといふのであるならば、事務局の面についても同一の法案が提出されるべきであります。しかし事務局の面については、これを拡充することの方が正しいとお考へになったのであります。今度は幾分これを拡大した形で提案されてお

る。しかし民間人の面につきましては、民間人を除くことが正しいと信じて変更されたのならともかく、院議を尊重したのだというがごとき責任回避の言辭を弄することを、私たちは絶対に認め得ないのであります。

なおこの事務局について見ましても、人員わずか十五名、このような規模においてどのような仕事ができるでありましようか。昨年度よりはやましであるにいたしまして、やはりお茶くみ仕事以外の城を出ないというように私たちは考へます。ましてや制服の説明を反論し、あるいは議員の方方を補佐し、適度の修正を加へるためというやうなことは、この程度の事務局では絶対に不可能であるといふことを私たちは憂へるものであります。いろいろはかにもございしますが、とにかく申し上げました通り、政治優先の大原則というものが少しも生かされておられない、この大原則にひびの入るおそれのあるこのような法案には、私たちは絶対に賛成し得ないのであります。國家百年の大計を誤まりなからしめるために、歴史のあやまちを再び繰り返さないために、私たちはこのやうな無定見な自主性のない法案に断固反対せざるを得ないわけであり、このやうな法案がもし通過されることになりますと、さきに不法な成立を見た教育二法、あるいは現在問題になつております小選挙区法その他と相待つて、日本の反動化、軍国主義化、ファシズム化がさらに大きく前進するのであることを憂へまして、私たちは本法案を絶対に粉砕しなくてはならぬといふ信念のもとに反対を吐露する

ものであります。委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○山本委員長 次に横井君。

○横井委員 私は自由民主党を代表しまして、本国防會議の構成等に関する法律案に對しまして賛成の討論をいたしたいと思ひます。

私どもは、いやくも獨立國である以上は自衛のための軍備を持つことは当然である、こゝういふように考へております。従つて自衛のためには國力の許す限り自衛隊を育成強化いたしていかなければならぬ、かように考へるものでございします。そのためにはこの法律の裏づけがなければならぬ。そこですでに判定いたしておられます防衛庁設置法、自衛隊法とともに、この國防會議構成法といふものが当然なければならぬと考へておられます。いわゆるこの防衛三法は日本の自衛隊をささえる三本の支柱であると考えるのであります。その最も重要なこの法案が今日まで目の目を見ていない。いかに残念でございします。しかもこの法律案は防衛庁法第四十二条、第四十三条からいへば當然のこととございします。いやしくもこの防衛庁法なるものは、社會黨の諸君は御反対であるかもしれませんが、民主主義のルールにのつとつて國會を通過した法律でございします。その法律を守つていくといふのは、これは國民ひとしく守らなければなりません。ことにわれわれ國會を通した國會議員としてはこれを守るのの當然のことだと、かように考へるのであります。

そこで先ほども反対論でお述べになりましたが、この国防會議が違憲性があるかどうかという問題であります

が、私どもは、いやくも独立国である以上は、自衛のための軍備を持つのは当然であつて、絶対に違憲ではない、というように考えるのでございます。

幸い最近社会党も三月二十日の日でありましたか、これに対する意見を發表されました、自衛権は持つてよろしい、しかし自衛力は持たぬ、それじゃ侵略せられたときはどうするかと言つたら、それは國際裁判に訴える、こういうような説を御發表になりましたが、まことに迂遠な話である、かように考えるわけでありませう。自衛権があれば自衛力を持つのは当然でございます。だから私どもは、この自衛力は極力育成をしていかなければならぬと思ひます。社会党さんも万年野党ではございませんで、自衛権をせつかくお認めになりましたので、だんだん私どもの方にお近づきになりましたが、一そうもつとお近づきになられまして、やがて政權をとられたときの用意になされた方がけつこうであらうと考えるわけでございます。とにかくこの際あえて御忠告申し上げたいと思ひます。

どうかこの際本案に御賛成あらんことを希望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○山本委員長 これにて討論は終結いたしました。

これより國防會議の構成等に関する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

なお本案に関する委員会の報告書の

作成につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議がなければさよう決します。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

〔参照〕

國防會議の構成等に関する法律案(内閣提出第八七号)に関する報告書(別冊附録に掲載)

昭和三十一年五月一日印刷

昭和三十一年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局